

バルクローリーに関する 地方分権提案対応について 【報告】

2024年3月19日
経済産業省産業保安グループ
ガス安全室

1. バルクローリーに関する地方分権提案対応について

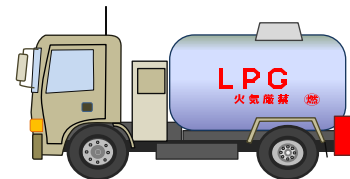
- 令和3年度地方分権提案において、バルクローリー（LPガスの運搬車）の許可等について、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下液化石油ガス法）上の許可を受けた場合には、高圧ガス保安法（以下高圧法）上の許可を不要とすること（液化石油ガス法と高圧法の許認可を一本化されたい）」という提案があった。
- これを受け、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、下記決定がなされている（抜粋）。

（2）高圧ガス保安法（昭26法204）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭42法149）

バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可（高圧ガス保安法5条1項）及び充てん設備の許可（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項）等に係る事務手続の合理化については、地方公共団体及び事業者の負担軽減の観点から、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、その方策について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

<提案の背景>

- バルクローリーについては、液化石油ガス法による充てん設備としての許可等と、高圧法による移動式製造設備としての許可等を受けているものがある。
- 液化石油ガス法と高圧法の双方の適用を受けて使用する場合（双方の技術基準を引用する場合など）、両法の許可等を個別に受ける必要があり、地方自治体・事業者における事務的な負担となっている。
- 液化石油ガス法と高圧法ごとに手数料が必要になるため、事業者の経済的な負担となっている。
- 軽微な変更の工事に係る要件が液化石油ガス法と高圧法で異なっている部分がある。



2. 措置状況

- これらの地方分権提案を踏まえ、事務手続を合理化し、許可審査等に係る手数料の低減を図ることとした（令和5年3月15日液化石油ガス小委員会、令和5年3月24日高圧ガス小委員会にて審議）。

- その後、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において下記決定がなされた（抜粋）。このため、①重複する事務手続の合理化、②許可審査等に係る手数料の低減化を図ることとした。

(1) 高圧ガス保安法（昭26法204）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭42法149）

バルクローリーに関する移動式製造設備としての製造の許可（高圧ガス保安法5条1項）に係る手続のうち、充てん設備の許可（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律37条の4第1項）に係る審査結果を利用するものについては、令和5年度中に政令を改正し、手数料を引き下げ、当該審査に係る事務の運用の考え方と併せて、地方公共団体に通知する。

- これにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令を改正（公布：令和5年12月6日、施行：令和6年4月1日）（※1）するとともに、関係する許可等事務手続きの手数料の考え方を示す運用通達を関係自治体等に発出（令和6年2月29日）。

（※1）地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）【抜粋】

	改正後	改正前
移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（ <u>液化石油ガス法第37条の4第1項の許可済の場合</u> ）	6,000円	21,000円 （標準的なバルクローリーの場合）